

平取カントリー倶楽部 ゴルフ研鑽会
会 則

令和7年6月1日

第1章 総則

第1条 名 称

本会は、平取カントリー倶楽部 ゴルフ研鑽会（以下「本会」）と称する。

第2条 目 的

会員相互の親睦を深め、心身の健康と体力の育成を図り、併せてゴルフ技術の向上を目的とする。

第3条 権 利

本会は、平取カントリー倶楽部（以下「倶楽部」）の経営に関する権利を有しないことを確認するものとする。

第4条 運 営

本会の運営は本会役員会が行い、事務局は、倶楽部に置くものとする。

第5条 役 員

本会に次の役員を置くものとする。

会 長 1名

副 会 長 2名

幹 事 若干名

監 査 役 若干名

役員は、総会において会員の内から互選し、任期2年とし、再任を妨げない。

第6条 会則の改定

本会会則の制定及び改定は、役員会で起案し、総会の議決をもって定める。なお、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

第7条 細 則

本会会則に定めない事項については、役員会でその都度協議決定する。

第2章 会員

第8条 入会手続き

本会に入会しようとする者は、所定の申込手続きを行い、入会しなければならない。

第9条 入会資格

- （1） 18歳未満の者は親権者の同意を必要とする。
- （2） 性別は問わない。
- （3） 本会会員の推薦が有り、役員会にて承認された場合。

第10条 会員の定義

本会会員とは、第8条及び第9条の要件を満たした者の内、倶楽部の正会員（以後「正会員」）をいう。但し、正会員でない者で、次の条件を満たした場合は、準会員としての入会を認める。

- (1) 倶楽部年次会員
- (2) 本会競技及び倶楽部競技へ積極的に参加する者

第11条 研鑽会要項

有効期間は毎年1月1日から12月末迄とする。

- (1) 本会競技日程は、オープンまでに作成する『ゴルフ研鑽会 日程表』の通りとする。
- (2) 本会競技は「研鑽会」と称し、ルールについては『ゴルフ研鑽会 競技細則』の通りとする。

第12条 選手会及び年会費

正会員の内、倶楽部で出場する北海道倶楽部対抗競技等の団体競技（北海道シニア倶楽部対抗競技は除く）に選手として出場することを希望する者で選手会を結成し、競技会細則に則って選手を推薦する。また、選手会入会者より活動費用として年会費を徴収する。年会費は本会の定める金額とし、選手会入会時又は年次更新時に金額を納入する（7月以降に入会の場合の金額は、年会費の2/3）。但し、諸事情により退会しなければならない場合、その年の第1回目の研鑽会前であれば納入した金額は返金する。その日以後に於いては返還しないものとする。

第13条 除 名

本会会員は次の各号のいずれかにあたる行為をした場合、在籍する会員の過半数の署名をもって会員たる資格を一時的停止、または、除名されることがある。

- (1) 倶楽部の名誉を傷つけ、または倶楽部の秩序を乱した場合
- (2) 倶楽部の諸規則に違反した場合
- (3) その他除名に相当すると思われる行為のあった場合
- (4) 倶楽部からの除名の申し出があった場合

第14条 プレー期間

プレー期間は、倶楽部営業日に準ずる。

第15条 義 務

本会会員は次の義務を負う。

- (1) 本会会則、エチケット、マナー等を遵守すること。
- (2) 本会の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと。
- (3) 本会会則相互の友好を心がけ、他の会員及びプレーヤーに迷惑を掛ける行為をしないこと。

第16条 その他

- (1) 本会競技においては各組ごとにエチケットリーダーをもうける。
- (2) グリーンフィー及び食事等は自己負担とする。

付則

- (1) この改正は、令和7年6月1日から施行する。
- (2) 第12条年会費については、総会で必要と議決された時から徴収を開始する。